

立地適正化計画とは？

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条により定められた計画制度です。人口減少や高齢化社会の到来に備えて生活利便性の維持・向上を図り、健康で便利に暮らし続けることができるまちの実現に向けた計画です。

具体的には、生活に必要な施設（居住や医療、福祉、商業施設など）を公共交通等のネットワークで結んで誘導する区域と区域に誘導する方法（施策）について計画としてとりまとめます。

立地適正化計画のイメージ

居住誘導区域

居住を誘導して人口密度を維持することで、生活サービスや地域コミュニティの維持・確保を図る区域

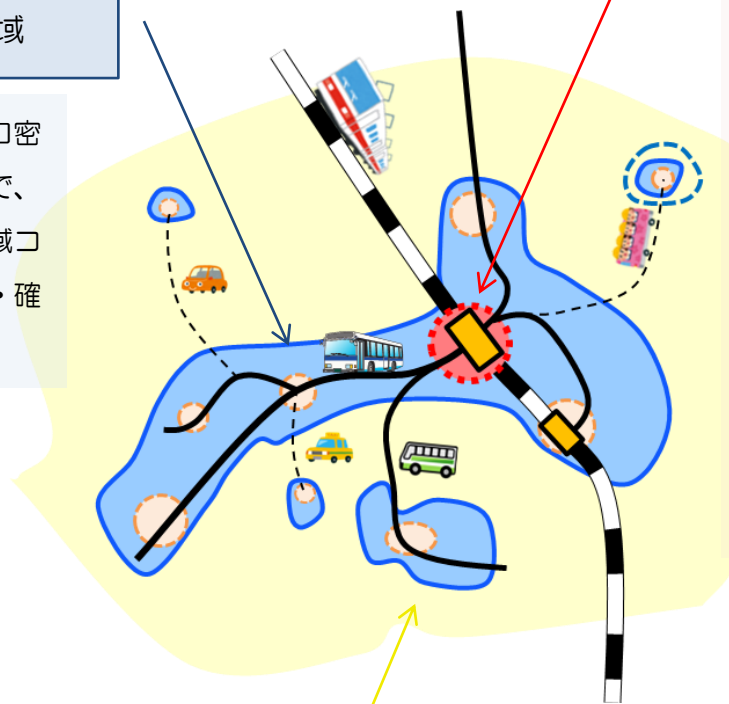
都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を適切に誘導し、集約化を図ることで効率的な都市サービスの提供を図る区域

〈誘導施設例〉

- 医療施設
- 社会福祉施設
- 教育文化施設
- 商業施設

立地適正化計画区域
＝都市計画区域（市全域）



美濃加茂市全図

